

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月18日（平成30年（行情）諮問第197号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行情）答申第200号）

事件名：特定個人が情報提供した大阪医療刑務所の偽装請負に係る調査復命書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求者が平成29年特定月日Aに大阪労働局需給調整事業部に情報提供した大阪医療刑務所の偽装請負に関して、同年特定月下旬までに調査した指導監督に係る指導監督調査票及び添付書類のすべて。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月19日付け大開第29-108号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

平成29年特定月日Aに大阪労働局需給調整事業部に情報提供した大阪医療刑務所の偽装請負に関して、同年特定時期までに調査した指導監督に係る指導監督調査票及び添付書類のすべてについて情報公開を請求する。

イ 理由

審査申請人は平成28年特定月日Bに大阪労働局需給調整事業部に大阪医療刑務所の偽装請負を申告した。同年特定月日Cに大阪労働局は大阪医療刑務所の派遣法違反を認め是正指導した。その結果、大阪医療刑務所は派遣契約として是正した。

しかし、審査請求人は平成29年特定月日Dをもって会社から雇止めになった。入札制度で特定期間の内、特定回数に及び特定数社と

契約を更新しており、会社は変わっても、人材は移行するという慣行があったが、今回、契約はなかった。

労働局への申告が影響したものと考えられる。それは、平成29年度の契約が請負契約として公示されたことにある。審査請求人は、適正な請負になることを期待したが、雇止めとなった。これは、偽装請負の実態を知る審査請求人を雇止めで排除することにより、是正した派遣から再び偽装請負にすることを目的としたものと考えられる。そうだとすれば、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）49条の3第2項の「解雇その他の不利益な取扱い」に、当たるとも考えられる。

審査請求人は高齢であり、就職困難で困窮しており、大阪医療刑務所には今年度も契約を更新された民間労働者と同様に公平な対応を求めたい。その対応を求めるにつき、雇止め後の平成29年度の特定月からは適正な請負であったか、もしくは偽装請負であったか、という情報は必要である。仮に偽装請負であったら雇止めは違法行為のための手段ということになり、雇止めの取り消しと職場復帰を求める根拠となるので、審査請求人の生命・健康・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。

(2) 意見書

本件開示請求の前提には、偽装請負の申告により、生活の糧を奪われた、生存にかかわる人権問題がある。

請求者は、大阪医療刑務所において請負運転手として就労していたが、実態は偽装請負であり、適正な請負とされるために平成28年特定日Bに大阪労働局需給調整事業部に申告したものである。申告するにつき、当局から申告者は、労働者派遣法49条の3第2項に護られることの説明を受け、情報提供ではなく、申告者として名前が出ることを承知したうえ、申告したものである。この時点で、特定個人の氏名は明らかになっている。

そこで、本件平成30年（行情）諮問197号理由説明書、3（2）において、不開示の理由として「本件対象行政文書の存否を答えることは特定個人が大阪労働局需給調整事業部に対して情報提供を行ったという事実の有無が明らかになる。」としている。

しかし、先の請求者の申告により「特定個人（請求者）が大阪労働局需給調整事業部に対して申告を行ったという事実が明らか」になっている。

したがって、本件で「特定個人が情報提供を行ったという事実の有無が明らかになる」ことを不開示の理由としても無意味である。むしろ、

情報公開により生活基盤を壊された特定個人の窮状を救済することが、人権尊重となる。

同じく、平成30年（行情）諮問197号理由説明書、3理由（3）において、請求者の主張について「法5条1号ただし書口に該当する旨主張している」としたうえ、「法8条の規定に基づき、本件対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであるから、請求者の主張は失当である」とする。

つまり、不開示の理由として「請求者の主張は、失当である」と結論しているが、しかし、「請求者の主張の『法5条1号ただし書口』の『何』が失当であるのか」の理由が述べられていない。

また、「法5条1号ただし書口」の主張を「法8条の規定に基づき」失当であるとするが、これは条文を条文の引用をもって否定したにすぎない。

つまり、不開示とする理由の説明ができていない。不開示の理由を説明できず、生活基盤を取り戻すために公開を必要とする請求者の主張を失当とする判断は、請求者の生存の権利を否定することになる。

請求者は、大阪医療刑務所の運行管理業務につき、平成24年特定月より特定期間に及び、落札した特定数社の請負会社と雇用契約を結んできた。雇用継続の期待権は形成されていた。今回の契約はないと告げた請負会社は前回在籍していた受託業者であった。また、特定期間、無事故・無違反であったことから、今回だけ契約のないことは考えられない。申告したことによる労働者派遣法49条の3第2項の「解雇その他不利益な取扱い」と考えられる。

請求者は高齢者で就職は困難を極めている。ハローワークでは企業への問い合わせの時点で就業規則をもって年令で断られる。就労しても短時間の契約で社会保険の適用はなく厚生年金保険料の納付はできないから将来の年金受給額は増えない。現在も将来も生活に困窮することになる。

高齢者の解雇その他不利益な取扱いは生存にかかわるものである。生活費の不足、光熱費の支払不能の精神的重圧による体調不良の健康被害、借入による負の財産の増大、これらの損害は賠償がなければ死をもって精算しなければならないことになる。

理由説明書は、偽装請負を申告して生活・健康・財産の損害を被っている請求者の人権より不開示を尊重するもので、人権蹂躪と解せる。

大阪矯正管区長、大阪医療刑務所長からの回答書について、当回答書は請求者の加入する組合の要求であり、労働者派遣法40条の7第1項の規定に基づき「採用その他の適切な措置」を求めたものである。これについて回答書は次のように答えている。

・「平成28年度の請負契約を締結する際、労働者派遣法の適用を免れる目的がありませんでした」

・「労働者派遣法40条の6第1項5号に該当するとは考えておりません」

しかし、平成29年度、運行管理業務の入札公告は請負契約となっていたが、落札した業者は運転手1人だけと言っていた。請負作業場に作業員が1人しかおらず、業務管理責任者と請負労働者を兼務している場合、発注者から業務管理責任者への注文が請負労働者への指揮命令となることから偽装請負と判断される。（労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド、厚生労働省・都道府県労働局）。

つまり、回答書は平成28年度の契約は「免れる目的はありませんでした」としながら、平成29年度の請負は、再度、偽装請負を行ったと考えられる。そのため、偽装請負の実態を知る請求者を雇止めにしたと考えられる。

「採用その他の適切な措置」を主張するには、平成29年度の請負が再度の偽装請負で「免れる目的があった」ことの証明が必要である。ゆえに、請求者が情報提供した調査結果は、生活基盤を回復するために必要な情報である。

請求者は、日々の労働において違法就労の負担は大きく、その不正を正すために申告したものであり、結果、派遣契約に是正はされたが、次回契約に雇止めとなり生活の糧を失った。しかし、この雇止めが再度不正を行うためのものであったのであれば、請求者は違法就労による人権侵害、不正を行うための手段として生活の糧を奪われる人権侵害を受けたことになる。

よって、法5条1号ただし書口、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、人権尊重の観点から、開示を必要とする情報である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年9月25日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年1月17日付け（同月18日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法8条の規定に基づき本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、労働者派遣法49条の3に基づき、審査請求人が行った相談及びその処理に係る文書である。

(2) 不開示情報該当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」としている。

また、法は何人に対しても請求の目的の如何を問わず開示請求を認めており、その際、請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても第三者からの開示請求と同様に、特定個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

本件審査請求は個人を特定して行われていることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が大阪労働局需給調整事業部に対して、情報提供を行ったという事実の有無（以下、第3において「本件存否情報」という。）が明らかになる。

本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、また、こうした事実の有無は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した処分庁の判断は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として審査請求書の中で特定行政機関の派遣法違反の事実は雇止めの取り消しと職場復帰を求める根拠となり、本件対象文書は偽装請負の申告に起因した雇止めによる生活困窮について、請求者の生命、健康、財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、法5条1号ただし書ロに該当する旨主張している。

しかしながら、上記(2)で述べたとおり、本件審査請求については法8条の規定に基づき、本件対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであることから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月4日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同月14日 審議
- ⑤ 同年7月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することになるとして、法8条の規定に基づきその存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件開示請求は、開示請求書の記載によると、個人を特定して当該個人が大阪労働局に情報提供した事案に関する指導監督に係る調査復命書等の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、当該個人が当該事案について情報提供を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

(3) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。また、こうした事実の有無は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、人の生命又は財産を保護するため、本件存否情報を何人にも開示することが必要な情報であるとする事情も認められないことから同号ただし書ロに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は意見書（上記第2の2（2））において、「先の請求者

の申告により「特定個人（請求者）が大阪労働局需給調整事業部に対して申告を行ったという事実が明らか」になっている。したがって、本件で「特定個人が情報提供を行ったという事実が明らかになる」ことを不開示の理由としても無意味である。」旨主張する。

しかしながら、法に定める開示請求制度は何人に対しても請求の目的如何を問わず開示請求を認めるものであることから、開示、不開示の判断に当たっては特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、審査請求人の主張は認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子